

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第2号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 貸付金に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和5年5月18日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日<br>(予定日) |
|-------|---|---|------|--------------|
| 1     | <p>遅延損害金の請求については是正を求めたもの</p> <p>福祉局所管の同和更生生業資金貸付金、出産費資金貸付金、及び高齢者住宅整備資金貸付金について確認したところ、当初の借受証書に大阪市財産条例（昭和39年規則第17号）に基づき延滞損害金を請求する旨を記載していなかったことから、民法上の法定利率による遅延損害金を請求すべきところ、請求していなかった。</p> <p>【指摘事項】<br/>福祉局は、同和更生生業資金貸付金、出産費資金貸付金及び高齢者住宅整備資金貸付金につき、債務者が償還期限までに貸付金を償還しない場合、遅延損害金の請求について、適宜リーガルチェック等も踏まえた上で適切に対応されたい。</p> | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本指摘については、当該貸付金の回収を行ったあとの遅延損害金を徴収する仕組みがないなど、職員の認識不足が原因であることから、令和5年1月6日、債権管理の手引きに基づき、適切な債権管理を徹底するよう局内周知を行った。今後も毎年周知徹底を行うとともに、債権管理回収研修会の活用など、職員の意識向上に努めていく。</li> </ul> <p>【同和更生生業資金貸付金、出産費資金貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理簿に遅延損害金について記載した。</li> <li>債務者へ送付する催告書に遅延損害金の請求に関する記載を行い、債務者宛て送付した。</li> <li>今後、各債務者への請求時には、適宜リーガルチェック等も踏まえた上で適切に対応するよう、事務引継書へ記載した。<br/>(同和更生生業資金貸付金：令和5年3月2日措置済)<br/>(出産費資金貸付金：令和5年2月27日措置済)</li> </ul> <p>【高齢者住宅整備資金貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理簿に遅延損害金について記載した。</li> <li>当該債権は、債務者ごとに経過が複雑であり、専門的な知識を要する困難事案が多数あるため、個々の債務者についての法律相談や、遅延損害金の存在を明記した催告書を弁護士名で送付することを、弁護士へ委託した。(令和5年5月1日契約)</li> <li>今後、各債務者への請求時には、適宜リーガルチェック等も踏まえた上で適切に対応するよう、事務引継書へ記載した。</li> </ul> | 措置済  | 令和5年5月1日     |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日<br>(予定日) |
|-------|---|---|------|--------------|
| 2     | <p>分納誓約書の年度更新について是正を求めたもの</p> <p>福祉局所管の介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について確認したところ、分割納付をしている債務者から1年ごとに分割納付誓約書の提出を求めていなかった。</p> <p><b>【指摘事項】</b><br/>福祉局は、債権管理の手引きを所属内に周知徹底を行った上で、介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について、債務者に原則1年ごとに分納誓約書の提出を求められたい。</p> | <p><b>【共通】</b><br/>・本指摘については、職員の認識不足が原因であることから、令和5年1月6日、債権管理の手引きに基づき、適切な債権管理を徹底するよう局内周知を行った。今後も毎年周知徹底を行うとともに、債権管理回収研修会の活用など、職員の意識向上に努めていく。</p> <p><b>【介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金】</b><br/>・一括弁済を求める場合があり得ること及び延滞金等の存在を記載した分納誓約書の様式を新たに作成し、原則1年（毎年4月）ごとに提出を求めるよう取扱いを定め、債務者宛て送付した。<br/>・今後の再発防止に向け、業務引継書を作成し、担当者間で共有した。（令和5年3月2日措置済）</p> <p><b>【出産費資金貸付金】</b><br/>・分納誓約者を再度調査したところ、現在は分納誓約となる債務者がいないが、今後、やむを得ず対象となる事案が生じた場合は、分納誓約書に一括弁済を求める場合があり得ること及び遅延損害金の存在を記載した様式を使用できるよう、新たに様式の作成を行った。<br/>・今後の再発防止に向け、事務引継書を作成し、担当者間で共有した。（令和5年2月27日措置済）</p> | 措置済  | 令和5年3月2日     |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日<br>(予定日) |
|-------|--|---|------|--------------|
| 3     | <p>分納誓約書の記載内容について是正を求めたもの</p> <p>福祉局所管の介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について確認したところ、債務者から提出された分割納付誓約書には、一括弁済を求める場合があり得ること、及び延滞金等に関する事項の記載がなかった。</p> <p>また、福祉局所管の高齢者住宅整備資金貸付金について確認したところ、債務者から提出された分割納付誓約書には、延滞金等に関する事項の記載がなかった。</p> <p>【指摘事項】<br/>福祉局は、債権管理の手引きを所属内に周知徹底を行った上で、介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について、分割誓約書に一括弁済を求める場合があり得ること及び延滞金等の存在を記載されたい。</p> <p>また、高齢者住宅整備資金貸付金について、分割誓約書に延滞金等の存在を記載されたい。</p> | <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本指摘については、職員の認識不足が原因であることから、令和5年1月6日、債権管理の手引きに基づき、適切な債権管理を徹底するよう局内周知を行った。今後も毎年周知徹底を行うとともに、債権管理回収研修会の活用など、職員の意識向上に努めていく。</li> </ul> <p>【介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括弁済を求める場合があり得ること及び延滞金等の存在を記載した分納誓約書の様式を新たに作成し、原則1年ごと（毎年4月）に提出を求めるよう取扱いを定め、債務者宛て送付した。</li> <li>・今後の再発防止に向け、事務引継書を作成し、担当者間で共有した。（令和5年3月2日措置済）</li> </ul> <p>【出産費資金貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分納誓約者を再度調査したところ、現在は分納誓約となる債務者がいないが、今後、やむを得ず対象となる事案が生じた場合は、分納誓約書に一括弁済を求める場合があり得ること及び遅延損害金の存在を記載した様式を使用できるように、新たに様式の作成を行った。</li> <li>・今後の再発防止に向け、事務引継書を作成し、担当者間で共有した。（令和5年2月27日措置済）</li> </ul> <p>【高齢者住宅整備資金貸付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遅延損害金の存在を記載した分納誓約書の様式を作成した。</li> <li>・当該債権は、債務者ごとに経過が複雑であり、専門的な知識を要する困難事案が多数あるため、分納誓約書の送付に当たって、個々の債務者についての法律相談を弁護士へ委託した。（令和5年5月1日契約）</li> <li>・今後の再発防止に向け、事務引継書を作成し、担当者間で共有した。</li> </ul> | 措置済  | 令和5年5月1日     |
| 4     | <p>所在調査及び財産調査の実施については是正を求めたもの</p> <p>福祉局所管の出産費資金貸付金について確認したところ、徴収停止している案件について1年ごとに所在調査や財産調査を行っていないかった。</p> <p>【指摘事項】<br/>福祉局は、債権管理の手引きを所属内に周知徹底を行った上で、出産費資金貸付金について、原則1年ごとに所在調査や財産調査を行い、徴収停止措置が適正なものかどうかを判断されたい。</p>  | <p>・本指摘については、職員の認識不足が原因であることから、令和5年1月6日、債権管理の手引きに基づき、適切な債権管理を徹底するよう局内周知を行った。今後も毎年周知徹底を行うとともに、債権管理回収研修会の活用など、職員の意識向上に努めていく。</p> <p>・徴収停止案件について、令和4年12月28日付けで所在調査及び財産調査を行い、徴収停止措置が適正であることの判断を行った。</p> <p>・原則1年ごと（毎年4月）に徴収停止措置が適正なものか判断を行う運用とし、事務引継書への記載を行った。（令和5年2月27日措置済）</p>  | 措置済  | 令和5年2月27日    |